

NPO等との協働事業等調査（令和5年度予定）

①NPOへの事業委託

行政が実施責任を負う事業（公共サービス）を、NPOに委託して実施する方法

②NPOとの事業共催

NPOと行政とがそれぞれ、又は双方で構成された実行委員会等が主催者となって、イベント等の企画や運営、実施に当たる方法

③NPOの事業協力

NPOと行政とが協力して、一定期間、継続的に事業を実施する方法

④NPOへの補助

- ・特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認めた場合に、相手方から対価を受けないで支出するもの
 - ・協働の観点からNPOと行政との共通の目的を達成するために公金を配分する方法
-

（注意）

- 1 ①～④の項目ごとに、令和5年度の取組予定事業を調査したものです（調査時点 令和5年6月30日）。
- 2 NPOの範囲について、地域性の強い団体や公益性の高い団体等であっても、本来の活動以外に社会貢献活動を行っている場合には対象に含めています。